

主任技術者の恒常的な雇用関係の確認

○見直し内容

建設工事の請負代金の額が2,500万円（建築一式の場合は5,000万円）未満の場合であっても、適正な施工を確保するため、3か月以上の雇用関係を求める。

※3か月以上の雇用関係を確認できない業者とは、契約を締結しない。

○趣旨

建設業者が組織として持つ技術力を技術者が十分かつ円滑に活用して、工事の適正な施工を確保

○雇用関係の確認手続

落札者から契約締結前に提出させる資料（監理技術者資格者証（写）、健康保険被保険者証（写）等）により、3か月以上の雇用関係を確認